



食費・居住費の軽減について 介護保険負担限度額認定申請



介護保険施設 3 施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）等に入所した際また短期入所施設を利用した際（ショートステイ）の食費及び居住費の負担が軽減される制度です。

介護保険負担限度額認定を受けると、食費・居住費が 1 日あたり以下の費用になります

利用者 負担段階	居住費（日額）				食費（日額）	
	ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所 サービス
第 1 段階	880円	550円	550円（380円）	0円	300円	300円
第 2 段階	880円	550円	550円（480円）	430円	390円	600円
第 3 段階①	1,370円	1,370円	1,370円（880円）	430円	650円	1,000円
第 3 段階②	1,370円	1,370円	1,370円（880円）	430円	1,360円	1,300円

※（ ）内は介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室・居住費（滞在費）の額です

介護保険負担限度額認定を受けることができる人は、以下の要件を満たす人です

【適用要件の確認】

☑所得要件

- 本人及び同一世帯の方全てが住民税非課税者であること
- 本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税者であること

☑資産・収入要件

- 預貯金額等が下記の限度額に該当すること。

利用者負担段階	収入要件	資産要件
第 1 段階	生活保護受給者	預貯金等の要件なし
	本人及び世帯員全員が住民税非課税である 老齢福祉年金の受給者	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 1,000万円（夫婦で2,000万円）以下
第 2 段階	本人及び世帯員全員が住民税非課税であって 合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80.9万円以下の人	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 650万円（夫婦で1,650万円）以下
第 3 段階①	世帯全員が住民税非課税であって、 合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80.9万円超120万円以下の人	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 550万円（夫婦で1,550万円）以下
第 3 段階②	世帯全員が住民税非課税であって、 合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 120万円超の人	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 500万円（夫婦で1,500万円）以下

※住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合、介護保険負担限度額認定の対象とな

※第 2 号被保険者の方については、資産要件は一律1,000万円（夫婦で2,000万円）以下です

※裏面に続きます ➡

介護保険負担限度額認定申請に必要なもの

① 介護保険負担限度額認定申請書

② 預貯金額等確認できるもの ※生活保護受給者および旧措置入所者は提出不要です。

預貯金の場合

- 銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるページと
申請日の直近 2 ヶ月以内の残高が分かるページ
- 定期預金がある別ページの場合、そのページを含む

有価証券の場合

- 証券会社や銀行の口座残高のわかるもののコピー

※預貯金額の範囲・預貯金（普通・定期）、有価証券（株式・国債・地方債・社債など）、金・銀など
購入先の口座残高によって時価評価額が把握できる貴金属、投資信託、現金をさします

注意事項

※通帳は必ず記帳してください。受付できない場合があります。

※通帳や資産等の書類は本人および配偶者のすべてのものがが必要です。

※負債については借用証書、ローン残高証明書の記載箇所の写しが必要です。

【 申請受付および問合せ先 】

伊仙町役場 地域福祉課 介護保険係

〒891-8293 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙 1 8 4 2 番地

TEL : 0 9 9 7 - 8 6 - 3 1 1 5

月曜～金曜 8 : 3 0 ～ 1 7 : 1 5（土日祝除く）